

2000年9月7日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

国民健康保険診療報酬明細書等の資格確認及び給付記録業務に係る既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ利用について（答申）

2000年（平成12年）8月30日付けで諮問された、国民健康保険診療報酬明細書等の資格確認及び給付記録業務に係る既存ファイルの自己処理システムを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、外部提供及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用の必要性等は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなす健康保険で、市町村が保険者となり被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行うものであるが、給付事務に関する制度改正が毎年のように行われ、その都度、多額な費用と時間をかけシステムの改修を行い対応してきた。しかし、今後も医療保険制度の抜本改革が予定されており、大幅なシステム改造が必要になることが予想される。

このような状況の中、被保険者も現行システムを着手した平成3年度の89,500人から平成12年度は120,080人と大幅に増加し、レセプト件数も同様に約100万件から約177万件に増加する見込みである。

(2) 外部提供する必要性について

毎月、約147,000枚のレセプトを対象とした資格エラーチェックを給付担当で実施しているが、被保険者数の急激な増加に伴いレセプト枚数増が見込まれ、本市独自の国保給付電算処理よりも神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の共同電算処理に移行する方が、事務処理の効率化が図れるため外部提供するものである。

また、高額療養費については、本人の申請による受付処理と支給決定処理、未申請処理の3段階の処理が現行のシステムでは必要となるが、連合会に外部提供することにより連合会が対象者全員に支給額決定、申請書出力処理を行うため支給漏れが防げるとともに事務の軽減が図れる。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該情報提供は、通知する対象者が約12万人と多いため通知にかかる費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれること、また、本人に不利益とならないことから外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 現在のレセプト資格点検業務の方法は、レセプトデータのパンチ業務を連合会に委託し、そのパンチデータを市の国保システムに取り込んでいるが、外部提供後は連合会でデータ搬入、処理を行い給付データを連合会で累積するため、検索については連合会による神奈川ネットワークシステムを利用する。

イ 日常的な処理体制及び安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務規則」並びに「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務に係わる磁気テープ等に関する覚書」を遵守し、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

本業務の対象者は多数であるため事務処理の効率化を図り、高額療養費についての手続も輻輳しているため、事務の軽減を図るうえでも外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務において、当該個人情報外部提供することについての本人通知は通知する対象者が多数であり、通知にかかる費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれること、また、本人に不利益とならないことから外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性

本業務のデータは連合会で累積され、神奈川ネットワークシステムを利用し検索を行うことから、コンピュータを利用する必要性が認められる。

イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、国保関係では保険証番号、被保険者番号、住所、氏名、性別、生年月日、続柄、国籍（日本人、外国人）、資格得喪年月日、得喪事由、保険証回収日、更正年月日、届出年月日、市民税関係では所得（上位所得者か否か）、課税の有無（課税、非課税）であり、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 他のファイルとの結合

本業務のシステムは、連合会のホストコンピュータと保険年金課の端末機をネットワークで結び、NTTの通信回線（INS回線）で接続するので他のファイルとの結合はなく個人情報の加工処理はされないと考えられる。

エ 安全対策

本業務の処理に当たっては、システム及びデータ保護のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務規則」並びに「神奈川県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理業務に係わる磁気テープ等に関する覚書」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

